

## 『フードシステム研究』 報告論文投稿規程

(投稿者の資格)

1. 投稿者は、原則として当年度の日本フードシステム学会における個別報告者で本誌への掲載を希望する学会員とする。なお、報告論文の投稿については、事前に登録すること。

(原稿の様式およびページ数)

2. 原稿は、A4用紙（縦置き横書き）とする。様式については学会ホームページに掲載の様式に従うこと。なお、著者校正は行わないので誤字等のないようにする。原稿の分量は4 ページから6 ページとし、超過は認めない。

(提出原稿)

3. 原稿は文章・図表をレイアウトしたものとする。なお、本誌の書式を著しく外れたものは受け付けない。また、Wordファイルで提出する。

(執筆要領)

4. 論文執筆の一般的要領については、『フードシステム研究』投稿規程に拠る。

(原稿の提出先および期限)

5. 原稿は、本学会ホームページに示す方法により提出すること。

(原稿の採否)

6. 原稿の採否は編集委員会が審査の上決定する。

(抜刷)

7. 抜刷は作成しない。

(審査料)

8. 投稿に際し、審査料として1 論文につき7,000 円を、学会が別途指定する振込先へ納入する。投稿時に学会費の支払がされていない場合には、これを受け付けない。

(刊行費)

9. 掲載が決定した場合、投稿者は別途4 ページ20,000 円、5 ページ25,000 円、6 ページ30,000 円の刊行費を学会に納入する。納入先は日本フードシステム学会とし、学会が別途指定する振込先へ納入するものとする。

(研究倫理)

10. 原稿は会員により投稿された未公刊のものとする。ただし、未公刊であっても、投稿時点で公刊を前提とした審査の途上にある原稿は投稿を受け付けない。
11. 原稿の執筆者は、当該研究および原稿作成に寄与した者とする。
12. 倫理審査については、代表執筆者等のいずれかが所属する機関の規則に従うものとする。なお、倫理審査委員会等の審査を受けた場合は、その旨を明記すること。

(付記)

1. 本規程の改正に当たっては理事会の承認を得なければならない。
2. 本規程は、2009年6月20日より実施する。

2015年5月30日改正

2017年4月10日改正

2021年2月27日改正

2022年2月28日改正